

国立大学法人岐阜大学の中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>【理 念】 ＜学び、究め、貢献する岐阜大学＞</p> <p>岐阜の地は、飛山濃水と称される豊かな自然に恵まれ、東西文化が接触するという地理的特性を背景として、多様な文化と技術を創造し、伝承してきました。岐阜大学は、この地が培ってきた特性を継承して、「知の伝承と創造」を追及します。このために岐阜大学は、人と情報が集まり知を交流させる場、体系的な知と先進的な知を統合する場、学問的・人間的発展を可能にする場、それらの成果を世界に発信し、人材を社会に送り出す場となることによって、学術・文化の向上と豊かで安全な社会の発展に貢献します。</p>	
<p>【目 標】 ＜学ぶ岐阜大学＞</p> <p>岐阜大学は、教育に軸足を置いた教育・研究大学として、深い専門知識、広い視野と総合的な判断力を備えた人材の育成を目指します。このために、多様な生き生きとした教育を行うとともに、豊かな人間性と学識を養い、判断力、企画・構想力、行動力に富む人材の育成を目指します。このことにより地域社会と人類の永続的発展に貢献します。</p>	
<p>＜究める岐阜大学＞</p> <p>岐阜大学は、独創的、先進的研究の拠点として知の創造と統合に努め、人類と社会の幸福と発展に貢献します。また、研究の成果は教育の場を通して社会に還元します。このため、科学技術、教育、地域課題などについて独創的、先進的な研究を行い、その成果を絶えず社会に発信し、問い合わせていきます。このことを通して社会のリーダーとしての役割を担います。</p>	
<p>＜貢献する岐阜大学＞</p> <p>岐阜大学は、独創的、先進的な研究とそれに裏打ちされた人材教育により、中部地方に拠点を置いた中規模総合大学として、地域社会・国際社会からの信頼と期待に応えていきま</p>	

す。国際化時代に積極的に対応するために、本学の教育と研究の特性を生かした国際交流と留学生教育など、大学の国際化を積極的に推進します。

I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成16年4月1日から平成22年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科を置く。

II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の成果に関する目標

<学士課程>

* 確かな専門知識と、幅広い教養、国際的な視野、総合的な判断力を持ち、現代社会の諸課題の解決に貢献しうる実践能力、高い倫理観を備えた人材を育成する。

<大学院課程>

* 深い専門的知識と実践能力を備え、創造力に優れ、幅広い展開力を持つ高度専門職業人、研究者の育成、社会人の再教育を行う。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

<学士課程>

○教養教育の成果に関する具体的目標の設定

- * 現代社会の課題に高い倫理観をもって対処しうる実践的教養を重視し、学生が身近の問題を有機的に関連付けて理解できる能力を養うために伝統的な分野とともに学際的な教育を強化する。
- * 専門分野における勉学及び国際理解の手段となる英語運用能力の強化を図る。学外資格の取得を学生に奨める。
- * 日常的なP Cの使用により、I T活用能力の強化を図る。

○卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

- * それぞれの専門分野で習得した深い学識、高度な技能、バランスの良い学際的な知識を生かした専門職、総合職において、地域社会、国内外で活躍できる人材を育成する。

○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- * 教育課程の各段階及び修了時において、設定された到達目標に従い、学習到達度の評価を行うことにより、教育の成果・効果の定期的な点検を行い、必要な改善措置を講ずる。

<大学院課程>

○修了後の進路等に関する具体的目標の設定

- * 各々の分野における深い専門的知識を備え、研究職、高度専門職において国内外で中心的な役割を果たせる人材を育成する。

○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

(2) 教育内容等に関する目標

<学士課程>

○アドミッション・ポリシーに関する基本方針

☆入学者選抜に係る基本方針

- *各学部の教育理念や具体的目標に応じた入学者選抜方法を明示する。
- *志願者の学習歴や特性に即した選抜方法の多様化、弾力化を図る。

☆高等学校での教育のプロセス等に着目した入学者選抜方法の改善に係る基本方針

- *高等学校との連携を密にし、高等学校での教育内容や受験生の動向を的確に把握し、多様な選抜方法の検討と導入を図る。

☆社会人、留学生等の受け入れ基本方針

- *各学部の特性に応じて、社会人、留学生を積極的に受け入れる。

○教育課程に関する基本方針

- *カリキュラムの体系化を一層図るとともに、継続的なカリキュラム評価と改善を進めるための体制を整備する。

○教育方法に関する基本方針

- *講義を中心とした受け身的な学習スタイルから主体的な学習スタイルへの転換を図り、課題発見能力や課題解決能力を高める。
- *学習の個別相談体制の充実を図る。
- *学部と附属施設とが連携した指導体制の一層の強化を図る。

*教育課程の各段階及び修了時において、設定された到達目標に従い、学習到達度の評価を行うことにより、教育の成果・効果の定期的な点検を行い、必要な改善措置を講ずる。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

<学士課程>

○アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- *各学部の教育理念、教育目標、アドミッション・ポリシーを、大学案内、学部案内、ホームページ上で公開するとともに、入試情報を各種メディアを通じて迅速に広報する。
- *「岐阜大学と高等学校代表者との懇談会」等を開催し、高等学校との連携を密にして情報交換を行い、高等学校での履修内容や受験生の特性について理解を深めるとともに、本学のアドミッション・ポリシーの周知を図る。
- *多様な入学ルート、選抜方法と入学後の学業成績について追跡調査を行い、その結果に基づいて選抜方法を改善する。
- *社会人、留学生の特性に即した選抜方法の多様化、弾力化を図るとともに、受入体制を一層整備する。

○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- *各学部の専門性に応じたカリキュラムの体系化と改善を進める。
- *各学部教育と教養教育について、カリキュラムのアウトラインの明示及びシラバス内容の改善を進め、電子シラバス化を平成18年度までに実施する。

○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- *オフィスアワーの設置、クラス担任制、助言教員制度などを充実させ、入学から卒業に至るまでの学習支援と相談体制を整備・充実させる。
- *高等学校までの勉学から大学での学習への転換教育を充実する。
- *教養教育の展開としてのディベートやロールプレー型講義を開発する。
- *TA制度を一層充実・活用し、学生への教育効果を高める。
- *各学部の特性、必要性に応じ、テュторリアルを含めた少人数のグループ学習、附属施設での実験・実習の充実強化等、能動的、課題解決型学習を進める。
- *到達目標、方法、教材、成績基準など教育内容について十分な情報を記載したシラバスを整備し、その電子化を平成18年度までに実施する。
- *学部あるいは学科単位のカリキュラム・ガイダンスを充実させ、コアカリキュラムを中心に、複数のコース・モデルを提示し、履修の便を図る。
- *様々なメディアを有効に活用することにより、学生の勉学意欲を高めるとともに教育効果をあげる。

○成績評価に関する基本方針

- *成績評価基準を明確にし、厳格なる評価を行うことにより、教育水準の向上を図る。
- *成績優秀な学生に対する顕彰制度の充実を図る。

<大学院課程>

○アドミッション・ポリシーに関する基本方針

- ☆入学者選抜に係る基本方針
 - *各研究科の教育理念や具体的目標に応じた入学者選抜方法を明示するとともに、志願者の学習歴や特性に即した選抜方法の多様化、弾力化を進める。
- ☆入学者選抜の改善に係る基本方針
 - *研究歴や教育指導歴を評価する等、大学院各研究科の特性に即した選抜方法の多様化・弾力化を進める。
- ☆社会人、留学生等の受け入れに係る基本方針
 - *各研究科の特性に応じて、社会人、留学生を積極的に受け入れる。

○教育課程に関する基本方針

- *カリキュラムの体系化を一層図るとともに、継続的なカリキュラム評価と改善を進めるための体制を整備する。

○教育方法に関する基本方針

- *学習の個別指導体制の充実を図るとともに、学位論文完成までのコースワークの体系化を図る。
- *様々なメディアを活用した教育効果の高い授業の展開方策を確立する。

○成績評価に関する基本方針

- *成績評価基準を明確にし、厳格なる評価を行うことによ

*優れた研究者による招待講演「岐阜大学フォーラム」を年4～5回開催し、学生の知的好奇心を高める。

○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- *成績評価基準を明確にし、厳格なる評価を行うことにより教育目標の達成に努めるとともに、学業成績優秀な学生を顕彰する制度を設ける。
- *各授業科目の成績評価基準と具体的な評価方法をシラバスに明示するとともに、評価の視点、試験の配点や模範解答を受講生に提示する。

<大学院課程>

○アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- *各研究科の教育理念、教育目標、アドミッション・ポリシーを、大学案内、研究科案内、ホームページ上で公開するとともに、入試情報を各種メディアを通じて迅速に広報する。
- *よりアドミッション・ポリシーを踏まえた試験問題となるよう、専門試験科目における現行の出題方法について検討を加え、入学後の研究課題遂行能力を適切に評価できる試験問題を作成する。
- *独自の選抜方法の検討や、昼夜開講制を含む受入、指導体制の改善を行い、社会人を積極的に受け入れる。
- *留学生受入のための英文ホームページ、研究科案内の整備を進めるとともに、英語による講義の導入を平成19年度までに検討し、実施する。

○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- *専攻、専修毎に教育目標を設定し、コアカリキュラムを明確にするとともに、履修モデルとして近接講座の科目を含む選択科目を複数設定し、学生に提示する。
- *シラバスに各講義の到達目標や成績評価基準を明記するなどして改善するとともに、電子シラバス化を平成18年度までに実施する。
- *学習成果の点検及び院生、修了生による授業評価を定期的に行い、カリキュラムの改善を行う。

○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- *複数教員による支援、学外機関でのインターンシップ、学会発表など、少人数、個別指導、実践的指導を充実させるための教育プログラム及び教育方法の改善を図る。
- *ITを活用し、国内外の大学、研究機関との連携による共同授業や講義の相互配信によりカリキュラムの充実を図る。
- *独立行政法人や岐阜県研究機関との連携大学院化を進める。
- *衛星放送等の新媒体利用による学習環境整備を進める。

○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- *成績評価基準を明確にし、厳格なる評価を行うことにより教育目標の達成に努めると

り、教育水準の向上を図る。

*成績優秀な学生に対する顕彰制度の充実を図る。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

○教職員の配置に関する基本方針

- *教育研究機能の向上を優先し適切な教員組織を編成するとともに、年齢構成、ジェンダーバランスを考慮した教員採用を図る。また、国際化に対応し外国人教員の登用を積極的に進める。
- *TAの一層の活用と教育機能の向上を図る。院生の活用により演習科目等の学部教育の充実と、院生の研究指導能力の向上を図る。
- *教育の情報化に伴い、必要な職員の配置を図る。

○教育環境の整備に関する基本方針

- *教育効果を高めるために必要な、情報化対応の設備を各教室等に整備する。
- *学部を越えた教室等の有効利用を進めるとともに、学生の自学自習環境の整備と充実を図る。
- *学内のコンピュータ環境の充実を図り、教育情報入手を可能にする。
- *e-Learningによる自学自習の学習環境整備を行う。

○教育の質の改善のためのシステムに関する基本方針

- *学生による授業評価を含む、教員の授業に対する評価方法及びフィードバックシステムを確立するとともに教育評価を教員評価に反映させる。
- *教員の教育活動についての意識改革を進めるとともに教育技術の向上を図る。

もに、学業成績優秀な学生を顕彰する制度を設ける。

- *各授業科目的成績評価基準と具体的な評価方法をシラバスに明示するとともに、評価の視点、試験の配点や模範解答を受講生に提示する。
- *各専攻、専修別に到達目標を明確にし、学位論文の審査基準を一層明確にする。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- *教育研究機能の向上に必要な教員の配置を適切に行うため、全学的に配置できる教員ポストの設置を平成19年度までに検討し、実施する。
- *各学部は、日常的な教学業務に対応する教務厚生委員会のほかに、継続的にカリキュラム開発・評価・改善を行う体制を整備する。
- *教養教育について、実施運営のほかに教育方法・教育内容の検討を専門的に行う体制（教養教育推進センター）を確立する。
- *教育機能の向上を図るため、TAの活用、必要な職員の配置を進める。

○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- *教室等の施設は、全学的な立場で有効利用を図る。
- *ITを活用した教育システム構築のため、情報ネットワークの活用と機能の充実を図る。
- *図書資料等の充実、情報資源の集中化、図書の電子化等の整備と機能強化を図るとともに、そのための学外機関との連携を進める。
- *グループ学習室を整備する。
- *学部間交流の場となる学習室並びに研究室を整備する。
- *情報整備のための全学体制を組織する。
- *未来への遺産となるべき学術資産の管理・保存体制を作る。

○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- *各学部教育及び教養教育に関する自己点検・評価及び外部評価を定期的に行い、その結果を公表し、教育内容・方法の改善を図る。
- *学生による個々の授業評価及び大学に対する満足度評価、卒業時におけるアンケート実施のほか、外部評価を産業界、自治体関係、地元の高校関係者等に依頼して定期的に行い、それらの結果を質の改善につなげる。
- *各学部等の教育目標、カリキュラム内容と教育成果との関係について検討する体制を整備する。
- *特色ある教育活動・プログラムの学内支援制度を設ける。

○教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- *教員の教育力向上のためのFD事業を一層充実させる。
- *情報ネットワークの充実により、メディアを活用してe-Learning教材を含む教材開発を

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

○目指すべき研究の水準に関する基本方針

*全国的・国際的に高い評価が得られる研究を目指す。

進める。

○全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策

- *教育支援体制の充実と、その連携により、先端的な実験に関する教育や情報教育などの充実を図る。
- *教育支援体制を通じ、全国諸機関との共同教育を進める。
- *岐阜県内の国公私立大学が参加する「国際ネットワーク大学コンソーシアム単位互換制度」を活用し、講義内容を他大学に発信すると同時に、他大学の優れた授業を受けるようする。

○学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

- *教養教育推進組織の充実を図る。
- *社会のニーズと地域の要請に応じた教育実施体制等の充実を図る。

(4) 学生への支援に関する目標

○学習支援に関する基本方針

*学習の個別相談体制の充実を図る。

○生活支援に関する基本方針

*生活の個別相談体制の充実を図る。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

○学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

- *入学から卒業まで、学習全般にわたるガイダンス、個別相談体制を整備する。

○生活相談・就職支援等に関する具体的方策

- *不適応の学生に対するカウンセリング体制を整備充実させる。
- *入学から卒業まで、学習、進路、就職、進学など学生生活全般にわたるガイダンス、個別相談体制を整備する。
- *各種ハラスメントに対する相談体制の整備と学生への周知を徹底させる。
- *学生の健康の保持増進のため、学生支援体制の充実を図る。

○経済的支援に関する具体的方策

- *各種奨学金情報に関する広報体制の拡充を図る。
- *地域産業界等からの基金募集を検討し、「特別奨学金支給制度」「私費留学生支援基金」の設立を図る。

○社会人・留学生等に対する配慮

- *社会人及び留学生に対する学修・生活についての個別の相談・支援体制を整備する。
- *留学生支援体制を充実し、教育プログラム等の充実を図る。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○目指すべき研究の方向性

- *科学技術、教育、地域課題などについて、本学を特徴づける独創的、先進的な研究を推

- * 本学の地域性や人的資源を積極的に生かした特色ある優れた研究を重点研究として推進する。
- * 研究目標・目的を明確にし、その実現を図る。

進する。

- * 萌芽的研究や基礎研究を推進する。
- * 21世紀COEプロジェクトを推進するとともに、さらなる21世紀COEプログラムの採択を目指し、目標・目的を明確にしたプロジェクト研究を推進する。
- * 学内プロジェクト研究を推進するための組織化を図り、財政的支援を行う。

○大学として重点的に取り組む領域

- * 豊かで安全な活力ある環境調和型社会の発展を担う研究
- * 地域の諸課題に取組む学部横断型研究
- * 産学官連携による地域活性化研究
- * 専門分野と学部の垣根を越えた戦略的研究体制を築き、新たな研究分野を開拓する。

○研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- * 研究の質的評価目標を設定し、評価制度を導入する。
- * 国際学術雑誌、国内学術雑誌、特許取得件数などの研究成果に評価点数等を設定し、量的評価制度を導入する。
- * 教員の研究、教育、社会貢献などの成果や実績を定期的にホームページ等で公表、公開する。

○成果の社会への還元に関する具体的方策

- * 地域との連携・協力を推進し、地域に対して積極的に研究成果を還元する。
- * 研究成果を特許など知的財産化するとともに、それらの産業界への提供を進める。
- * 公開講座や公開シンポジウム等を通じて、研究成果を社会に発信する。
- * 地域との連携を深め、地域公共団体における政策形成に寄与する。
- * 各種独立行政法人、地方自治体研究機関、近隣大学、民間シンクタンク等との連携を深め、共同研究を推進する。
- * 研究成果を社会に発信するため、「岐阜シンポジウム」を年2回開催する。

○成果の社会への還元に関する基本方針

- * 研究成果を広く社会に公表・発信するとともに、研究成果を文化・社会・経済活動などに対して地域的・全国的・国際的に還元する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

○研究者等の配置に関する基本方針

- ☆ 研究者の配置方針
 - * 組織を活性化し、変化に迅速に対応できる効率的かつ柔軟な配置を行う。
- ☆ 研究支援者の配置方針
 - * 研究支援組織を強化するために全学的な組織化を図り、効率的かつ柔軟な組織体制を整備する。

○研究環境の整備に関する基本方針

- ☆ 研究環境整備の基本方針

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

○適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- * 学部、大学院の教育・研究方針を勘案し、適切な教員配置を図る。
- * リサーチ・アシstant制度の一層の活用を図る。
- * 技術職員の職務を再検討し、研修等の技術向上を図る。

○研究資金の配分システムに関する具体的方策

- * 学内プロジェクト研究に対する研究資金を配分する。

* 研究目的・目標に沿って、自由で開かれ、柔軟で競争的な、活力ある研究環境の整備を行う。

☆外部資金の活用に係る基本方針

* 当該研究費に使用するとともに、一部を研究費獲得のために使う。

* 研究成果の評価制度に基づいた研究費配分システムを構築する。

* 将来発展の可能性のある萌芽研究を公募し、支援する。

○研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

* 学内プロジェクト研究等で必要となる大型共通機器を整備し、研究支援組織等に設置する。

○知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

* 研究支援体制を強化し、知的財産の創出・保護・管理体制を整備する。

* 大学における研究、共同研究、技術相談、教育相談等にかかる利益相反の明確化を図る。

○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

* 研究成果の質的・量的評価基準を策定し、定期的な自己点検評価及び外部評価を実施する。

* 高い研究評価を受けた教員に対してインセンティブを与える。

○研究の質の向上システムに関する基本方針

☆研究活動に関する評価体制に関する基本方針

* 研究活動を総合的に評価する内部及び外部体制を整備する。

☆研究の質の向上及び改善のためのシステムに関する基本方針

* 研究の質の評価基準・方法を定めて質の評価を行い、評価結果を研究の質のさらなる向上に結びつけるシステムを導入する。

☆プロジェクト研究に係る基本方針

* 学部、学科間のプロジェクト研究を推進する。

☆大学としての知的財産に係る基本方針

* 特許申請を推進するとともに、大学の持つ知的財産を活用するために企業、自治体等との連携を強化し、積極的な技術移転の促進を図る。

○全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

* 研究支援体制を定期的に見直し、拡充整備を図る。

○学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項

* 社会の要請をとらえ、学術分野の整備、境界領域の開拓につながる研究実施体制等の充実を図る。

3 その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

○社会との連携・協力に関する基本方針

* 学生のインターンシップ事業等を通じて地域社会との連携を深める。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

○地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

* 一般社会人向け公開講座や高度職業人講座など生涯学習コースの充実を図る。

* 高校生を対象にした講座の開設や、小中学生対象の教育ボランティア派遣など地域教育

- * 初等中等教育も含めた大学入学前教育に対する教育貢献を進める。
- * 一般社会人を対象とした生涯学習事業等を拡充する。
- * 地域産業界や自治体との連携・協力を推進する。
- * 技術移転事業の促進と環境整備を行う。
- * 近隣大学との連携を強化する。

- への参画支援を進める。
- * 地域自治体、研究機関、企業等との共同研究により連携を図るとともに、客員教授制度を導入する。
- * 地域自治体や企業関係者等の非常勤講師による講義数を増やす。
- * 地域産業界や自治体に学生を派遣するインターンシップ事業を積極的に推進する。
- * 遠隔授業での公開講座の拡充を図る。
- * 出張講義等講師派遣に関する情報の整理と窓口の一本化を行い、適切なサービス体制を整備する。

○産学官連携の推進に関する具体的方策

- * 研究支援体制（リエゾン機能等を含めた産官学融合センター）と学部との連携方針を明確にする。
- * 地域貢献支援体制と学部との連携を強化する。
- * 大学の研究情報を発信する体制を整備充実する。
- * 産学官の共同研究を推進する。

○地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

- * 放送大学や県内の大学等との連携・協力関係を維持し、教育・研究連携を強化する。

○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- * 海外との研究者、大学院生、学生の交流を支援する体制を強化する。
- * 学術交流協定大学との研究・教育連携を深める。
- * 全学及び学部レベルの国際交流協定の締結を一層拡充するとともに、学術交流協定大学との研究・教育連携を深め、共同研究や単位互換、交換授業等の充実を図る。
- * 国際的なシンポジウムの開催を支援する体制を整備する。

○教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- * 独立行政法人国際協力機構等との連携を深める。
- * 留学生の受け入れを強化する。

○国際交流・協力に関する基本方針

- * 全学及び学部レベルの国際交流協定の締結の一層の拡充に努め、学生や院生、教員の教育研究交流を推進する。
- * 国際社会とのネットワークを構築して、知的情報の創造と発信機能を強化する。

(2) 附属病院に関する目標

○医療の質の向上、運営等の基本方針

- * 地域の中核病院として専門性を有した質の高い医療の提供を行う。
- * 将来の医療を担う医療従事者を育成する。
- * 臨床医学発展の推進と、医療技術水準の向上への貢献を図る。
- * 医療提供機能強化を目指したマネジメント改革を推進する。

○医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策

- * 医療の質と医療サービスの向上を促進するシステムを構築する。
- * 診療科並びに中央診療部門・診療支援部門の再編により医療サービスの向上を促進する。
- * 電子カルテなど医療行為関連情報の一元的電子管理により経営の効率化を促進する。
- * 病院長のリーダーシップの増強とその支援体制を確立する。
- * 電子カルテを地域医療機関と共有し、連携を図る。

○良質な医療人養成の具体的方策

(3) 附属学校に関する目標

○教育活動の基本方針

- * 教育理念である人間教育を、推進・充実させる。
- * 教育学部と連携して実践教育を推進する。
- * 小・中連携による義務教育9年間を見通した教育の推進を図る。
- * 情報化・国際化した社会に適応できる人材を育成する。

○学校運営の改善の方向性

- * 教育学部と一体となって学校運営を図る。
- * 学校教育と家庭教育の連携をより深める。
- * 現職教員の研修の充実を目指した岐阜県総合教育センターとの連携を推進する。
- * 附属学校での実践教育活動を県内外の教員に公開し、評価と活用に資する。

* 研修医・実習生・研修生の研修目標並びに評価基準を明示する。

* 倫理観に富んだ専門医療人養成システムを確立する。

* 医師及びコメディカル職員の生涯教育体制を構築する。

○研究成果の診療への反映や先端的医療の導入のための具体的方策

- * 先端医療を遂行する適切な人員配備を推進するシステムを確立する。
- * 研究成果の診療への反映や先端医療の導入を進める支援体制を確立する。

○適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策

- * 診療・教育、研究、経営等のバランスを考慮した医療従事者配備システムの構築を図る。
- * 公募制並びに人事交流を取り入れた流動的な医療従事者配備システムを確立する。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

○大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

- * 教員養成学部として特化した学部学生の実践的教育の推進に協力し、さらに連携を強化する。
- * 学部教員と協同して先進的な情報教育、英語教育等を推進する。

○学校運営の改善に関する具体的方策

- * 教育学部と一体的な学校運営を図るため、附属学校運営委員会を設置する。
- * 附属学校長の役割を重視し、その人事と運営方針を明確化する。
- * 附属学校教員の小中一体的な運用を図る。

○附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策

- * 多様な教育課題に対応できる指導体制を可能にするため、抽選入学の基本を守りながら、入学者選抜方法を改善する。
- * 県及び市の教育委員会の特別支援教育行政と連携して、特別支援教育の推進を図る。

○公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策

- * 附属学校教員の大学講義担当を目指し、教育実践研究を進める。
- * 大学との連携によるサテライト教育実習などの実践を推進する。
- * 岐阜県総合教育センターとの連携による教員研修などの実践を進める。
- * 学校間連携（県内公私立学校等）の強化による教育実践交流の実現を図る。

III 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

○効果的な組織運営の実現に関する基本方針

- * トップダウンとボトムアップの調和の取れた運営を行うことを基本とする。その上で審議機関の設置を厳選し、機動的な組織運営を図る。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためによるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

○全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- * 学内情報の集積・分析方法を確立し、本学の位置付けをあらゆる面で常に把握する体制を構築し、経営戦略に反映させる。

○運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- * 運営組織（役員会、教育研究評議会、経営協議会）の審議事項を精選するとともに、報告事項の精選及び報告手段に工夫を行い、実質的な審議を促進する。
- * 主要な全学委員会の委員長に担当理事を充て、委員には事務職員等も加える等、委員会を通して全学的かつ専門的な観点から意思形成を図る。

○学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

- * 副学部長を学部の規模等により配置し、学部長補佐体制を充実するほか、学部長、副学部長等で構成する学部運営会議を置き集団的なサポート体制と戦略的な運営を図る。
- * 教授会を置き、広い意味での教学上の事項を審議する機関と位置づけ、議題の精選に努め、代議員制の導入も含め機動的な運営を行う。
- * 各種委員会を置くなど適切な組織で学部運営に必要な業務を効率的に分担する。
- * 共同教育研究施設に施設の長と運営委員会を置き、施設運営を行う。

○教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- * 教員の業務運営への参画、事務職員等の大学運営の企画立案等への参画を推進する。

○学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

- * 経営協議会を始め、学部レベルでも外部有識者の意見を取り入れる体制を整えることを推進する。
- * 法務、労務など専門性の高いセクションに外部の専門家を非常勤として登用し整備する。

○内部監査機能の充実に関する具体的方策

- * 内部監査業務を行うために監査室を設け、業務と会計に関する学内的な監査とモニタリングの仕組みを構築する。

○国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

- * 職員の採用、人事交流等、可能な限り他大学との連携・協力を図る。

○全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- * 学内の資源が基本的に大学全体の共有資産であることの認識を図り、全学的視点で長期的な視野に立った資源配分を行う。
- * 人件費、物件費の効率的運用を図り、教育研究費を確保する。

○戦略的な学内資源配分の実現に関する基本方針

- * 資源配分に大学全体としての裁量部分を拡充し、資源の戦略的活用を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

- * 全学的な見地に立ち、社会的要請と変化に対応できる柔軟な教育研究組織を編成し、活性化させる。

3 人事の適正化に関する目標

○戦略的・効果的な人的資源の活用に関する基本方針

- * 職能向上の研修機会を拡充し、研修結果を実践に役立てる。

○柔軟かつ多様な人事システムの構築に関する基本方針

- * 職種に応じた業績を適切に反映させる人事システムの構築を追求する。

○人件費削減の取組

- * 「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

○教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

- * 社会的要請とその変化を分析・評価し、戦略的に企画するシステムを構築し、教育研究組織の編成・見直しを行う。
- * 組織評価システムを構築し、評価結果を教育研究組織の編成・見直しに反映させる。

○教育研究組織の見直しの方向性

- 次の観点に立ち、見直しを進める。
 - * 広い視野と知的好奇心を持ち、進歩する学問に対応できるよう、高度な専門教育を受けた学生を育て、社会の要請に応える。
 - * 社会人に学習の場を提供する。
 - * 国際的なネットワークを構築し、国際的に開かれた大学とする。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

○中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

- * 定員制度に代えて、中期計画の認可に基づいて、全学で管理・配置する配置職員数の制度を設ける。
- * 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成 21 年度までに概ね 4 % の人件費の削減を図る。

○任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

- * 任期法に基づく任期制度を可能な分野において導入する。
- * 全教員を対象に、評価に基づく閑門制度を導入する。
- * 広く人材を求める観点と人事の透明性の観点から選考基準を明示し、国内外に公募する。

○人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- * 職種毎に個人評価方法（基準）を策定し、評価を行い、活動の活性化を図る。教員については、教育活動、研究活動、管理運営、社会活動などの観点から、定期的に評価する。

○柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- * 政策的な全学的事項等に職員配置を可能とする制度を構築する。
- * 公共団体及び民間等との人事交流または任期付採用など流動性を高める人事制度を追求する。

○外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

- * 国際化を推進するため、外国人教員の採用を推進する。
- * 男女共同参画を推進し、女性教員の積極的に採用する。
- * 法令等の基準を充たすよう、身体障害者の採用を推進する。

	<p>○事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> * 他大学の連携・協力の下での共通的試験等を行い、策定する人事方針の下で採用する。 * 職種に応じた資格取得を推進する。 * 専門性を高める上で人事交流を推進する。 * SD（スタッフディベロップメント）を推進する。 <p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>○事務組織の機能・編成の見直しに関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> * 情報の集中化・共有化を図る。 * 事務処理のIT化を推進する。 * 事務処理体制のシンプル化を図る。 <p>○事務組織の機能・編成の見直しに関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> * 新たな業務、増大する業務量に的確かつ迅速に対応できる効率的な編成を行うとともに、大学運営の専門職能集団として機能を発揮できる事務組織とする。 <p>○業務のアウトソーシング等に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> * 定型的で専門的技術を必要とする業務及び専門的知識を必要としない単純な業務等をコスト意識の観点から効率化並びに合理化を見定めた外部委託を図る。 * 事務処理の標準化と専決処理の拡大等、事務処理の簡素化及び迅速化を図る。 <p>○複数大学による共同業務処理に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> * 共同処理可能な業務を検討し、その実現に努める。
<p>IV 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> * 地域に根ざした特色ある国際水準の大学を目指す立場から、各研究分野に応じて国際水準の研究を維持していくのに必要な研究資金を確保する。 * 研究成果（知的財産）の活用を図り、研究支援体制を強化する。 	<p>III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>○科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> * ナショナルプロジェクト等の大型研究予算や各種研究助成に関する情報収集と提供を行う体制を整備する。 * 研究助成等の申請や報告書作成に必要な事務手続きを支援する体制、また奨学寄附金や受託研究費などの外部資金の円滑な導入・拡大業務等を行う体制の整備を進める。科学研究費の応募率・採択率を高め、奨学寄附金、受託研究を増加させる。 * 寄附講座の増加を積極的に図る。 * 研究支援体制の充実を図り、学内知的財産の現状把握（発掘）と特許化の支援を行うとともに、リエゾン機能及び企画・立案機能を強化・充実させる。 * 自治体・社会団体等との連携を強化し、協力体制の具体化を図る。 <p>○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策</p>

	<p>*収入を伴う事業に対する享受者の満足度を追求するとともに、利用料金等の適正化に努める。</p>
2 経費の抑制に関する目標	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>○管理的経費の抑制に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> *事務連絡文書・会議資料等のオンライン（ペーパーレス）化を徹底する。 *電子会議の導入は、まず教育研究評議会・全学委員会レベルから試行的な取り組みを始め、経理事務のオンライン化を進める。 *アウトソーシングを含め、事務・管理業務の合理化、効率化を積極的に進め、事務組織のあり方などと併せて、人件費を抑制する。 *教員、技官及び非常勤講師の適正な配置を行う等の人員配置の効率的運用を進める。
3 資産の運用管理の改善に関する目標	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> *施設マネジメントの執行体制を確立し、施設・設備等の学内での有効活用に努める。 *適正な利用料金を設定し、施設や設備・物品の外部者利用を進める。そのため、学外者に施設利用について広報するとともに、利用申請手続きの簡素化を図り、知的資産とワンセットで施設活用を進めるために市民及び地域の研究団体との恒常的フォーラムを開催する（会費徴収）など、諸施策を具体化する施設活用推進室（仮称）の設置を平成19年度までに検討する。 *駐車場、公開講座、寄宿舎、その他について、その利用（受講）条件を常に見直し、料金の適正化を図る。 *学術図書・教材出版事業、教材販売事業、研究成果の付加的果実の販売等を行うための外部団体組織（財團）の設置について平成19年度までに検討する。 *同窓会の一本化を検討し、同窓会を通じた企業・自治体等との連携を強める。 *環境に考慮した資産の運用を図る。
V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>○自己点検・評価の改善に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> *評価基準を作成し、外部者を加えた全学的な評価機関を設置し評価を行う。 *評価基準及び評価結果を公表する。 <p>○評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> *評価結果に基づいたその改善策を明確にし、実施する。

<p>2 情報公開等の推進に関する目標</p> <p>*教育・研究活動状況やそれらの優れた成果、さらに大学運営等に関する情報の社会への公表・発信体制を充実する。</p>	<p>*評価結果を経費等の配分に反映させる。</p> <p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> *各種報告書、パンフレット、ホームページ等を利用した広報体制を整備充実する。 *大学のホームページに大学の教育目標、理念や大学の特色を掲載し、社会の要請に応える。 *ホームページの内容を大学、学部、研究室レベルで常に更新する体制を整える。 *ホームページに公開している「教育研究者情報」の内容の充実と定期的更新に努める。 *社会に向けて大学をアピールする「岐阜大学NEWS」を発行する。 *全学的に目標を共有するための対話の場として、「キャンパスミーティング」を定期的に開催する。
<p>VI その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>○良好なキャンパス環境を形成するための基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> *長期的視点に立った施設マネジメントの概念を導入し、知的創造活動の拠点として相応しい教育研究環境を作る。 <p>2 安全管理に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> *多様な面から、危機管理体制の整備充実を図り、安全教育等を推進する。 	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置</p> <p>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置</p> <p>○施設等の整備に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> *施設を戦略的視点及び長期的使用の観点から、施設環境、教育研究活動及びそれらの活性度等を点検評価し、教育研究環境の改善（スペース配分の見直し等）と多様な財源による整備を推進する。 *「国立大学等施設整備緊急5か年計画」で進められている緊急的な整備（医学部・附属病院関連事業）を継続推進する。 *現在整備中のPFI事業（柳戸）総合研究棟施設整備事業）の確実な推進を図る。 <p>○施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> *施設の長期活用と有効活用を図るため、共用化、安全性と緊急性、機能の維持と持続的向上を課題として、適切な維持・保全、管理・運用に努める。 <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>○労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> *毒・劇物等の管理、放射線等の取扱いと管理、実験廃棄物の保管と処理、実験系排水の管理等に関する体制と施設の改善充実を図る。 *安全管理マニュアルを策定し、安全教育を推進する。 <p>○学生等の安全確保等に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> *防災並びに災害時の危機管理体制を整備する。 *危機管理マニュアルを策定し、訓練等を推進する。

- * 環境保全活動と安全教育を推進する。
- * 情報セキュリティを強化する。
- * 大規模災害に対する備えを確立する。
- * 開かれた大学に求められる防犯体制対応の施設を整備するために施設の利用者認識システムを確立する。

VII 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙参照

VIII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額 3 6 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れする。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 1 重要な財産を譲渡する計画
 - (1) 医学部及び医学部附属病院の土地（岐阜県岐阜市司町40、約30,860.41m²）を譲渡する。
 - (2) 応用生物科学部附属岐阜フィールド科学教育研究センター美濃加茂農場の土地の一部（岐阜県美濃加茂市牧野1918-1、約540.44m²）を譲渡する。
 - (3) 応用生物科学部附属岐阜フィールド科学教育研究センター位山演習林の土地の一部（岐阜県下呂市萩原町山之口字カジヤ、約153.97m²）を譲渡する。
- 2 附属病院の基幹・環境整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地について、担保に供する。

IX 剰余金の用途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・(柳戸) 総合研究実験棟（附帯設備含む）	総額	施設整備費補助金 (3, 663百万円)
・(柳戸) 複合施設棟	3, 781	長期借入金 (118百万円)
・(柳戸) 基幹・環境整備		
・(医病) 基幹・環境整備		
・小規模改修		
・岐阜大学総合研究棟施設整備事業(PFI)		

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

*任期法に基づく任期制度を可能な分野において導入する。

*全教員を対象に、評価に基づく閑門制度を導入する。

*事務系及び技術系職員について、他大学の連携・協力の下での共通的試験等を行い、策定する人事方針の下で採用する。

*職種に応じた資格取得を推進する。

*専門性を高めるうえで人事交流を推進する。

*SD（スタッフディベロップメント）を推進する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 94, 506百万円（退職手当を除く）

3 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

岐阜大学総合研究棟施設整備事業

・事業総額：2,758,039千円

・事業期間：平成15～29年度（15年間）

（単位百万円）

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設費整備補助金	173	118	126	129	133	136	814	1,234	2,048
運営費交付金	1	81	73	70	66	63	354	356	710

（長期借入金）

（単位百万円）

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金	485	1,636	2,089	2,492	3,032	3,294	13,028	41,337	54,365

（リース資産）

該当無し

(別紙) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	8 6, 4 8 2
施設整備費補助金	3, 6 6 3
船舶建造費補助金	
施設整備資金貸付金償還時補助金	6, 0 4 1
国立大学財務・経営センター施設費交付金	
自己収入	9 1, 5 5 7
授業料及入学金検定料収入	2 6, 3 9 9
附属病院収入	6 4, 2 5 3
財産処分収入	
雑収入	9 0 5
产学連携等研究収入及び寄付金収入等	7, 7 0 9
長期借入金収入	1 1 8
計	1 9 5, 5 7 0
支出	
業務費	1 5 8, 9 0 3
教育研究経費	8 7, 0 5 6
診療経費	5 8, 6 3 8
一般管理費	1 3, 2 0 9
施設整備費	3, 7 8 1
船舶建造費	
产学連携等研究経費及び寄付金事業費等	7, 7 0 9
長期借入金償還金	2 5, 1 7 7
計	1 9 5, 5 7 0

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 9 4, 5 0 6 百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、岐阜大学職員退職手当規則及び岐阜大学役員退職手当規則に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定ルール]

○毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I [学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

- ①「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の人事費相当額及び管理運営経費の総額。L（y-1）は直前の事業年度におけるL（y）。
- ②「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。D（y-1）は直前の事業年度におけるD（y）。（D（x）は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。）
- ③「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。D（y-1）は直前の事業年度におけるD（y）。（D（x）は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。）
- ④「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。F（y-1）は直前の事業年度におけるF（y）。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

- ⑤「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。（平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外）
- ⑥「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。（平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外）

II [特定運営費交付金対象事業費]

- ⑦「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。D（y-1）は直前の事業年度におけるD（y）。
- ⑧「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。D（y-1）は直前の事業年度におけるD（y）。
- ⑨「教育研究診療経費」：附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究診療経費の総額。E（y-1）は直前の事業年度におけるE（y）。
- ⑩「附置研究所経費」：附置研究所の研究活動に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費の総額。E（y-1）は直前の事業年度におけるE（y）。
- ⑪「附置施設等経費」：附置施設の研究活動に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費の総額。E（y-1）は直前の事業年度におけるE（y）。
- ⑫「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑬「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

- ⑭「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分）、授業料収入（収容定員超過分）、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

III [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑯ 「一般診療経費」：附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び一般診療経費の総額。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。
- ⑰ 「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑱ 「附属病院特殊要因経費」：附属病院特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

- ⑲ 「附属病院収入」：附属病院収入。 $J(y-1)$ は直前の事業年度における $J(y)$ 。

$$\boxed{\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)}$$

1. 每事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) D(y) = \{D(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数}) - D(x)\} \\ \times \alpha(\text{係数}) + D(x)$$

$$(2) E(y) = E(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(3) F(y) = F(y-1) \times \alpha(\text{係数}) \pm \varepsilon(\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

$D(y)$ ：学部・大学院教育研究経費（②、⑦）、附属学校教育研究経費（③・⑧）を対象。

$E(y)$ ：教育研究診療経費（⑨）、附置研究所経費（⑩）、附属施設等経費（⑪）を対象。

$F(y)$ ：教育等施設基盤経費（④）を対象。

$G(y)$ ：特別教育研究経費（⑫）を対象。

$H(y)$ ：入学料収入（⑤）、授業料収入（⑥）、その他収入（⑭）を対象。

2. 每事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = I(y) - J(y)$$

$$(1) I(y) = I(y)$$

$$(2) J(y) = J(y-1) + K(y)$$

$$[K(y) = J'(y) \times \lambda(\text{係数}) - J'(y)]$$

[その他] 附属病院運営費交付金算定ルールは、診療分の運営費交付金を受ける附属病院のみ適用。

$I(y)$ ：一般診療経費（⑯）、債務償還経費（⑰）、附属病院特殊要因経費（⑱）を対象。

$J(y)$ ：附属病院収入（⑲）を対象。（ $J'(y)$ は、平成16年度附属病院収入予算額。 $K(y)$ は、「経営改善額」。）

3. 每事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) \quad L(y) = L(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}$$

$$(2) \quad M(y) = M(y)$$

$L(y)$:一般管理費 (①) を対象。

$M(y)$:特殊要因経費 (⑬) を対象。

【諸係数】

α (アルファ) :効率化係数。△1%とする。

β (ベータ) :教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

γ (ガンマ) :教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ε (イプシロン) :施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

λ (ラムダ) :経営改善係数。2%とする。平成17年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるための係数。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、产学連携等研究収入及び寄付金収入等については、過去5年間の伸び率及び中期計画期間中の特定事項の予定額により試算した収入予定額を計上している。

注) 产学連携等研究収入及び寄付金収入等は、版権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費については、効率化と中期計画期間中の所要額により試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成 16 年度～平成 21 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	1 8 9, 4 5 3
業務費	1 5 4, 6 2 3
教育研究経費	1 7, 7 5 8
診療経費	3 2, 1 6 2
受託研究費等	3, 6 5 1
役員人件費	6 5 4
教員人件費	5 8, 5 2 5
職員人件費	4 1, 8 7 3
一般管理費	6, 3 9 5
財務費用	4, 6 7 5
雑損	
減価償却費	2 3, 7 6 0
臨時損失	
収入の部	
経常収益	1 8 7, 8 6 8
運営費交付金	8 1, 7 0 6
授業料収益	2 1, 4 7 0
入学金収益	3, 3 7 0
検定料収益	9 3 4
附属病院収益	6 4, 2 5 3
受託研究等収益	3, 6 5 1
寄附金収益	3, 8 6 6
財務収益	
雑益	9 0 4
資産見返運営費交付金等戻入	2, 8 1 7
資産見返寄付金戻入	6 2 6
資産見返物品受贈額戻入	4, 2 7 1
臨時利益	
純損失	1, 5 8 6
総損失	1, 5 8 6

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純損失が生じた理由

自己収入により取得した償却資産のうち、資産見返勘定が立たず、もしくは、特定の償却資産として指定を受けないものについての相当額である。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	1 9 7, 4 3 5
業務活動による支出	1 6 1, 0 1 8
投資活動による支出	9, 3 7 5
財務活動による支出	2 5, 1 7 7
次期中期目標期間への繰越金	1, 8 6 5
資金収入	1 9 7, 4 3 5
業務活動による収入	1 8 5, 7 4 8
運営費交付金による収入	8 6, 4 8 2
授業料及入学料検定料による収入	2 6, 3 9 9
附属病院収入	6 4, 2 5 3
受託研究等収入	3, 6 5 1
寄付金収入	4, 0 5 8
その他の収入	9 0 5
投資活動による収入	9, 7 0 4
施設費による収入	9, 7 0 4
その他の収入	
財務活動による収入	1 1 8
前期中期目標期間よりの繰越金	1, 8 6 5

[注] 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄附金に係る国からの承継見込み額1,865百万円を含む。